

※野良猫へのエサやりはやめましょう

訴訟に発展する事例もあります

(2) ペット公害

実態 いわゆるペット公害の最たるものは、鳴き声。続いて、ふん尿、抜け毛、悪臭、多頭飼育、器物の損壊などと続く。「軽犯罪法」や「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」違反などの刑事責任を問われることもある。また、隣家等から飼育禁止や、不法行為責任（民法第709条、718条）に基づく損害賠償請求をされることもある。

Case38 野良猫への餌やり（神戸地判平15・6・11）

野良猫への給餌によって多数の猫が集まり、ふん尿の悪臭による被害などを与えたとして、給餌した住民ら（4名）に慰謝料を命じた。慰謝料額は、猫の給餌に限ると被害者1人につき20万円。その他、名誉毀損による慰謝料各30万円、犬による騒音などその他による慰謝料各5万円。

「…被告…が野良猫への給餌を続け、その結果…多数の野良猫が原告らの自宅や本件店舗付近を徘徊し糞尿による悪臭が漂うようになった…、原告らが猫嫌いであることを前提とすれば、受忍限度*を超えるに至っていた」、「…その結果…猫嫌いの人が大きな不快感を味わっていることを認識できる場合には、野良猫への給餌を中止すべきであり、給餌を続ける行為は、野良猫による被害が受忍限度を超えるものである以上は違法」 *社会生活を送る上で通常我慢せざるを得ない限度

Case40 特約違反の猫飼育・餌やりで賃貸借契約解除（東京地判昭58・1・28）

動物飼育禁止特約に違反して賃貸マンションで猫を飼育し、マンションの敷地で野良猫に餌を与えるなどした賃借人に対する契約解除が認められた。

Case41 猫飼育・餌やりで賃貸借契約解除（東京地判昭62・3・2）

賃借中の居宅内で10匹の猫を飼うほか周囲に餌をおいて野良猫が常時敷地内に集まり近隣から苦情が寄せられていた事案で、動物飼育の禁止特約はなかったが、用方違反（賃借物の用法に従った使用方法をしなければならない義務に違反）にあたるとして、契約解除が認められた。